

# 日本の養護教諭制度の発展過程に関する一考察 ～初期から養護訓導まで～

宍戸 洲美

One consideration about a development process of a Japanese Yogo-teacher system

Sumi SHISHIDO

## はじめに

“養護教諭”という職種は、日本が独自に発展させてきた職種である。その前身は学校看護婦であり、出発においては欧米諸国と同じ公衆衛生看護の一端であった。しかし、欧米諸国がそのまま公衆衛生看護の立場で学校や子どもたちに関わってきたのに対し、日本では教育職員として学校の中に定着してきた。この発展過程の違いは、当然のことながら子どもたちの健康問題への対応の仕方や学校保健への関り方の違いとして出てきている。この、日本独自の養護教諭制度がどのようにして今日のように発展してきたかを明らかにすることは、今後の職務のあり方を追究する上で重要である。

## 1, 学校看護婦が配置されるに至った背景

学校看護婦の出発は1905年（M38）に岐阜県の小学校に2名の看護婦が派遣されたことに始まる。

当時、日本は急速な近代化を目指しており、丈夫な子どもを強力な軍隊に育て上げるという国家施策があった。そのため、医療制度や教育制度の整備も大きな課題であった。1872年（M 5）「学制」が発令されたが、当時一般の人々はまだまだ貧しく、子どもたちは貴重な労働力であり法律が制定されても就学率は30%前後であった。そこで国は義務教育推進に力を入れ強制就学を遂行、1897年（M30）（日清戦争後）には70%、1902年（M35）（日露戦争直前）は90%と高まった。ところが就学率の増加は、日清戦争から持ちかえられ蔓延し始めたトラコーマが学校内で子どもから子どもに感染し、罹患率を高める結果につながってしまった。

当時、文部省学校衛生取調嘱託であった三島通良は「学校という集団生活を送る子どもたちの大きな問題」

と捉えた。山形大学杉浦守邦著「改定 養護教員の歴史」によると、子どもたちの罹患率が60%に上る学校もあったということである。<sup>①</sup>

トラコーマは極めて伝染力が高く、罹患すると視力低下や中には失明するという危険性もあった。そこで、親たちから「学校には行かせたいが眼病がうつるのは困る」という訴えが相次いだ。

文部省は「眼病検査を厳重に行い、伝染性の眼病に罹患しているものは登校停止にする」という措置をとった。一方で、就学率を上げなくてはならないという至上命令もあり、トラコーマの感染防止は当時、親たちだけでなく、地域の教育関係者にとっても大きな問題であった。

このような眼病対策に考えられたのが、近代看護の知識と技術を身につけ、人数も増えてきていた看護婦の活用であった。

## 2, トラコーマ対策に学校看護婦を

1905年（M38）に岐阜県はこのような背景の中で羽島郡竹ヶ鼻、笠松の2小学校に2名の学校看護婦を派遣した。「学校保健100年史」によると、特にこの二つの学校は被患率が極めて高かったと記してある。<sup>②</sup> 派遣された看護婦は、すでに制度化されていた学校医の指導の下、毎日子どもたちの洗眼を行い、トラコーマの減少に大きな成果を上げた。（表1）

表1 トラコーマ治療成績

	明治38年 4月			明治39年 4月		
	検査者数	罹患者数	%	検査者数	罹患者数	%
竹ヶ鼻小	669	458	66.4	662	286	42.6
笠松小	850	298	34.7	942	245	24.6

この2名の看護婦は病院からの派遣看護婦であり、費用は公費でまかなわれた、とあるが父兄から集めたとの説もある。ついで、1906年（M39）同じ岐阜市高等小学校に県立病院から学校経費で派遣された看護婦がいるが、1908年（M41）に岐阜県京町小学校に日本で初めての市費による専任学校看護婦を配置した。広瀬マス氏である。広瀬氏は28年間にわたり京町小学校に勤務し、学校衛生の充実はもちろん、その後の学校看護婦制度の確立にとっても大きな功績を残し、その生涯を終えた人である。広瀬氏はトラコーマの撲滅を目指すうえで、子どもの処置をするだけでなく、家庭に対してその予防の大切さを教育することにも力を注いだ。

この広瀬氏に続き学校看護婦を置く学校が全国で徐々に増えてきたのである。（表2）

学校に配置された看護婦たちは、毎日子どもたちの洗眼をしながらも、感染を予防する立場から、積極的に衛生教育を実践していった。子どもたちの健康実態に対して、健康教育とケアを一体にして対応するということは看護の本質的な機能であるが、同時に養護教諭の仕事の原点であり、今日の養護教諭の仕事からみても普遍的なものである。このような学校看護婦の仕事は各地で成果を上げていくが、しっかりした執務規定があるわけでもなく、実際には多くの学校を掛け持ちしたり、雇い上げる費用がなくなれば解雇されるといったように身分的にも不安定であった。これではとても子どもの健康を十分に守ることはできない状態にあったとも言える。

表2 学校看護婦配置数の推移  
（学校保健100年史より）

年度	配置数（人）
1905・M38	2
1906・M39	1
1907・M40	1
1909・M42	1
1912・M45	6
1916・T 5	15
1918・T 7	57
1921・T 10	80
1922・T 11	112
1924・T 13	316
1925・T 14	504
1927・S 2	971
1931・S 6	1824
1931・S 8	2400

### 3、1校1名制の配置を実施した大阪市

杉浦守邦氏は養護教諭と欧米のスクールナースの発展過程の違いを次のように述べている。<sup>⑨</sup>「日本の養護教員が欧米のスクールナースから分かれ始めた分岐点は1923年（T12）大阪市において、1校1名の割で市内全小学校に養護担当職員を“学校衛生婦”の名前で配置し始めたときと考えている。それを実施したのが時の大阪市長・池上四郎氏である。彼こそ日本の養護教員をして、欧米のスクールナースと違う道へ歩みださせた最初の人物である。～中略～学校看護婦が同一校に全日勤務することによって、疾病治療者の位置を越えて、健康な子どもに対しても健康生活の指導から応急手当にあたり、さらに望ましい生活習慣の形成、必要な知識の学習も担当するようになり「衛生職員」としてよりも「教育職員」としてみなされるようになっていった。」と。

当時大阪市が決定した執務要項をみると単にトラコーマの予防という公衆衛生的な立場からでなく、学校衛生全般にわたり、執務をさせるという内容であった。この執務要項をみると、その時代の子どもの健康問題を探ることもできる。また内容的にはその後の学校看護婦の位置づけを左右する優れたものであった。（表3）<sup>⑩</sup>

大正期に入り、大阪市の取り組みはその後全国に広がっていくが、大阪市のように、公費による安定した雇用や、1校1名という雇用形態が全ての地域でなされたわけではなかった。

### 4、学校看護婦の量の拡大と身分確立運動

1914年（T 3）から始まった第一次世界大戦、それに続く世界恐慌など昭和初期までのたびたびの恐慌の中で国民の大多数は貧しかった。子どもたちの健康は伝染病・栄養障害・死亡率の増加・出生率の減少に見られるように悪化していった。一方で、大正デモクラシーを背景に、児童中心主義・個性尊重主義は学校衛生にも波及し、学校看護婦への注目と期待は強まった。

しかし、学校内の差別は強く、男教師の下に女教師、さらにその下に学校看護婦というような位置づけだった。職員会議にも出席できず、一般教師の衛生主任の下で手働き要員とされて仕事の内容や給与面でも差別されていたところも多い。また、何校もの兼務が行われ、トラコーマの処置さえも遂行が困難だったり、他の衛生業務もと極めて労働条件が悪化していた。

こうした中で、大正末期から昭和の初めにかけて急速に増加していった学校看護婦たちは積極的に交流を

表3 大阪市が決定した学校衛生婦執務要綱

<p>甲. 家庭訪問</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、身体検査の結果その善後策を講ぜしむ。(治療の勧告、不正発育の矯正、職業免除に関する注意、眼鏡使用奨励、脱腸の処置、発育健康状態の支持並びに健康増進法の指導等)</li> <li>2、病弱児及び健児の健康調査及び忠言を行わしむ。(健康及び疾病調査、摂食上の注意に関する助言就中伝染病後の登校期についての指導、その他養護栄養睡眠及び衣服等に関する注意等)</li> <li>3、学校入学前及び就学猶子児童の健康調査及び治療勧告をなさしむ。(既往症、近視、重徳、心肺の状況、脱腸、癩癩精神発育の概況調査及び伝染性疾患入学前の治療等)</li> <li>4、その他父兄の希望に応じた疾病健康等の衛生相談をなさしむ。</li> </ol> <p>乙. 学校医の介助</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、外傷急患等の救急処置</li> <li>2、白癬、疥癬、毛虱、トラホーム等の伝染性疾患並びに凍傷、耳漏及び耳垢等の処置</li> <li>3、校舎内外の清潔状況の視察</li> <li>4、設備の衛生的視察</li> <li>5、病弱時の早期発見</li> <li>6、運動及び授業に於ける児童の衛生的監視</li> <li>7、身体検査及び調査事務の補助</li> <li>8、遠足、旅行、林間学校等の医務補助等</li> </ol> <p>丙. 保護者の代理事務担当</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、保護者の貧困又は職業の関係等により歯科治療所、駆虫所及び施療病院等へ進行</li> <li>2、職業相談所、児童相談所等へ進行</li> </ol> <p>丁. 児童の衛生教育</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、身体の清潔に関する指導</li> <li>2、歯刷牙の使用法</li> <li>3、皮膚増強法、深呼吸法の指導及び日光浴等の指導</li> <li>4、月経の処置等</li> </ol>
---

始める。次第に各学校の実態が明らかになっていく中で、自主的な職能団体の運動が始まる。

1924年(T13)に開催された文部省主催第1回学校看護婦学校衛生講習会に参加した300名余の学校看護婦(学校衛生婦とも呼んでいた)たちは多くの悩みを出し合った。

そして、その中で東京市の学校看護婦が中心になり

1928年(S3)東京に「学校衛生婦会」を結成する。学校衛生婦会は終始全国の運動を進める中心となっていき、全国学校看護婦大会の開催後に「職制促進連盟」を結成、本格的な職制運動を始める。この会の運動はこれを応援する市の担当職員や国会議員にも支えられ、1941年(S16)養護訓導発足まで続く。

一方、文部省には1921年(T10)学校衛生課が設置され北豊吉が課長として就任した。北は東京帝国大学医学部を卒業後、ドイツに留学し西欧の公衆衛生学を学んで帰ってきた人物である。彼は文部省に配属されると、日本各地の学校看護婦の実態調査を実施する。その結果、配置数は増加しているものの、その資格や待遇はばらばらで、仕事の内容も千差万別であることがわかる。北は単に伝染病対策だけではなく、虚弱や病弱の児童、ハンデキャップをもった子どもに対してもその特性に応じて身体的発達を遂げさせようという考えをもっていた。そしてその役割を学校看護婦にと考え、積極的に学校看護婦の設置を奨励した。北はこの考えを、聖路加国際病院や日赤から派遣された看護婦たちに、文部省学校看護婦として東京市の小学校に勤務させ、どのような執務をすることが望ましいのかを探る試みをしている。また、学校看護婦を教師として遇しようという考えをもち、「看護婦執務心得」の中で、学校看護婦を“先生と呼ばせる”“学校看護婦自身も学校教育の中で児童や教育について理解し、執務も教育的であること”などを盛り込んでいる。

この北の考え方は明らかに欧米のスクールナースとは異なった位置づけと役割を学校看護婦にもたせた。

先に述べた文部省主催第1回学校看護婦学校衛生講習会であるが、この講習会は1週間にわたり、学校衛生の概要、学校教育の概要、学校看護婦の執務、救急処置、学校眼科、学校歯科、学校伝染病などについて行われた。この会はその後数年にわたり継続して開催されている。

このような動きの中で、すでに文部省の外郭団体として結成されていた「帝國学校衛生会」はこの中に学校看護婦部門を設け広く参加を呼びかけた。1929年(S4)には第1回「学校看護婦大会」を開催している。ここでは文部大臣の諮問事項であった「我国ノ現状ニ鑑ミ学校看護事業ノ発達上特ニ留意スヘキ事項如何」の審議がなされた。そしてその答申には、学校看護婦設置規定の制定、養成機関の設置、資格試験検定制度の設置、職務規定の発布、専任制の実施、衛生室の整備などの諸提案を行っている。

文部省はこれを受けて「学校看護婦ニ関スル件」について訓令を公布した。この訓令は「その業務が教

育に密接な関係がある上に、臨床看護婦とは異なり、一種の教育施設の中で保健養護の業務に従事する」という特殊性を考慮して「業務の内容に関し統一した規定の制定」を図ったとしている。しかし一方では必ずしも看護婦の有資格者に限定していなかったり、学校教職員や学校医の補助という位置づけがなされており、この時点では下働きの感が免れない。

その後、昭和に入り満州事変が勃発すると学校衛生の重点もトラコーマや歯、寄生虫の治療などより虚弱児や結核児童への養護へと変わっていく。私が始めて勤務した千代田区立麹町小学校に残っていた資料に養護訓練として乾布摩擦や太陽灯を照射している学童の写真がありそばに学校看護婦と思われる人も写っていた。

こうした仕事は、常勤していない医師には無理で、主導権は学校看護婦に移っていく。その後、文部省は「学校衛生婦令」の制定を考え、「全国を統一して学校職員としての待遇を与え、名実共に教育者として職務に励むことができるように」と勅令をつくったが内務省の反対にあって棚上げされている。このように、学校看護婦の必要性や全国統一した職種として位置づけたいという考えはあったものの、それ以上積極的な動きはなく、日赤から派遣された看護婦は、満州事変の勃発などで従軍看護婦として召集されることになり学校から引き上げられ、この試みも途中で頓挫してしまっただけである。

## 5、学校看護婦から養護訓導へ

1941年（S16）国民学校令のもとに養護訓導として位置づけられることにより、学校看護婦たちの職制運動は終結するが、それまでの活動は並大抵のものではなかった。

文部省の動きになかなか期待できないこともあって痺れを切らし、国会への請願や建議書の提出を試みたりしている。こうした運動には莫大な費用がかかった。この中心になった人たちとして、森川初枝・関口フミ・千葉千代世・千葉タツ・白岩けい・定方絹子等の名前が残っている。彼女たちはいずれも東京市の学校看護婦であった。当時の記録によると、自分の月給の半分を提供したとか、自分の全財産を投げ打って活動費に当てたなどという話もある。こうした話を大先輩から後日談として聞いたこともあり、今日私たちが養護教諭として働いていられることに深い感慨を覚えた。

一方、学校看護婦の機関紙でもある雑誌「養護」は1928年（S 3）に発行が始められ1938年（S13）まで続きその後は「学校衛生」に吸収される。雑誌を「養

護」としたのは、当時の子どもたちの健康問題を考えたとき、学校看護婦の仕事を「学童の養護」と捉えたことの反映でもあると考えられる。

こうした職制運動が、学校看護婦をして「養護訓導」とする動きに大きな影響を与えた。それと、国民学校令制定に伴った動きの中で、学校教育が教授・訓練・養護の三つを柱とする考えがあった。当時の教育審議会（内閣直属）の決議の中で「心身ヲ一体トシテ教育シ教授、訓練、養護ノ分離を避クルコト」と掲げている。このように養護が純然たる学校教育の内容であることを位置づけている。そしてその養護を担当するものとして専門の訓導、養護訓導をあてることになった。当時学校看護婦の数は5900名を越えていたことや、先にも述べた職制運動の中で国会に提出された建議書の決議を得ていたことも養護訓導誕生にとっては大きい。

このような過程を経ながら今日、ほぼすべての学校に養護教諭＝教育職員として配置されている背景には、学校看護婦たちのたゆみない実践と努力があったことを忘れてはならない。

## まとめ

養護教諭の仕事を経歴的に捉えなおすといつ時代も

- 1、学校という教育の場で、子どもたちの健康問題に密着した実践をすること。
- 2、常に子どもたちの健康を守るために仲間と共同して仕事を作り出していくこと。
- 3、父母や地域、子どもを取り巻くより多くの人と手をつなぎ、何が求められているかを話し合っって仕事を進めること。

これらのことは子どもの健康問題が変化しても養護教諭の仕事としては普遍的であり、今後も大切にしていかなければならない。

1995年を皮切りに過去10年にわたり4回、日本の養護教諭の実践を「健康教育界会議」で報告した。<sup>⑥</sup>この報告の機会を通じて多くの欧米のスクールナースと交流したが、子どもたちの健康問題はどの国でも共通しており、日本の養護教諭が学校の教師として常駐しケアと教育を一体化して取り組めることに羨望された。その中に「子どものニーズはわかっていても複数校の掛け持ちではそれに答えられない。」という意見もあった。これは奇しくも、我国の学校看護婦が初期のころ感じていた苦悩と同じである。

今日、教育に求められていることがめまぐるしく変化する中で、今後養護教諭がどのような仕事を創り出

していくのか。「養護を掌る」というたった一言の職務規定は奥が深く、これからの養護教諭の資質と力量にかかっている。

養護訓導以降、養護教諭の今日までの歴史については今後さらに追究していく予定である。

- 
- ①杉浦守邦著「改訂 養護教員の歴史」東山書房
  - ②文部省編纂「学校保健100年史」日本学校保健会編集
  - ③杉浦守邦著「養護教員の歴史物語①」健康教室東山書房
  - ④杉浦守邦著「養護教員の歴史物語」健康教室東山書房
  - ⑤健康教育世界会議 International Health Education and Promotion と開催国の組織が主催し WHO, ユニセフ, ユネスコなどが共催して3年に1回開かれる国際会議

〈参考文献〉

- 1、文部省編纂「学校保健100年史」
- 2、養護教諭制度50周年記念誌編集委員会編「養護教諭制度50周年記念誌」ぎょうせい
- 3、杉浦守邦著「改定 養護教員の歴史」
- 4、健康教室644号～659号「杉浦守邦著 養護教員の歴史物語①～⑩」
- 5、近藤真庸著「養護教諭成立史の研究」大修館書店
- 6、長野県養護教諭の歩み編集委員会編著「礎－長野県養護教諭のあゆみ」
- 7、芽の会・歴史班著「養護教諭の歴史」医療図書出版社
- 8、宍戸洲美編著「養護教諭の役割と教育実践」学事出版
- 9、数見隆生著「教育保健の構図」大修館書店
- 10、藤田和也著「養護教諭教育実践の地平」東山書房
- 11、看護史研究会編「看護学生のための日本看護史」医学書院